

【結核に係る健康診断実施および報告対象施設一覧】

対象施設		健診対象者	実施時期
① 医療機関等	病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院	業務に従事する者	毎年度
② 社会福祉施設 (社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設)	生活保護法に規定する施設 (救護施設、更生施設、その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設)	業務に従事する者	毎年度
	老人福祉法に規定する施設 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム) 障害者総合支援法に規定する施設 (障害者支援施設) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する施設 (女性自立支援施設)	65歳以上の入所者	毎年度
③ 学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校	業務に従事する者	毎年度
	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校	業務に従事する者	毎年度
		本年度入学した学生(※)	入学年度
④ 刑事施設		20歳以上の収容者	毎年度

※修業年限が1年未満の各種学校の場合は、入学した学生の健診の実施及び報告は不要